

2008

3月号



468

広報

かわち

KOHO
KAWACHI



それぞれの巣立ち

<主な内容>

町職員の給与と職員数の状況…………… P 2~3

民生委員を紹介します…………… P 4

森林湖沼環境税にご協力下さい…………… P 5

平成20年4月から国保と老人保健が変わります… P 6~7

国民年金のお知らせ(学生納付特例制度)… P 8~9

農業者年金に加入しませんか…………… P 12

4月から新しい健診制度が始まります… P 14

3月11日、町内の2中学校で卒業式が挙行され、この日晴れて97名(河内中70名、金江津中27名)の卒業生が巣立っていきました。

河内中学校では、卒業生答辞のあと卒業生全員による合唱が披露されました。

9年間の義務教育が終わり、これからはそれぞれが目指す道を歩んでいきます。

(写真:平成19年度河内中学校卒業式より)

河内町職員の給与と 職員数の状況について



町民の皆さんに町職員の給与等についてご理解を得るため、その概要についてお知らせします。

河内町職員の給与は、国や県、他の市町村職員の給与などを踏まえて「河内町職員の給与に関する条例」で支給条件・支給金額・各種手当等が定められています。職員の給与の内容は給料と扶養手当・通勤手当等の諸手当からなっています。

1. 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H19. 3. 31現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	平成17年度 の人件費率
平 成 18年度	11, 096 人	3, 615, 594 千円	246, 474 千円	1, 053, 145 千円	29. 13 %	28. 18 %

2. 職員給与の状況（一般会計）

区 分	平成18年度当初予算	平成19年度当初予算	前年度増減
人 件 費	1, 106, 091 千円	1, 051, 442 千円	△54, 649 千円
うち一般職員分	936, 798 千円	879, 189 千円	△57, 609 千円

3. 職員の初任給の状況

(H19. 4. 1現在)

区 分	初任給月額
一 般 行政職	大学卒 172, 200 円
	高校卒 140, 100 円

4. 職員の平均給料月額

(H19. 4. 1現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	308, 900 円	41歳 5 月
技能労務職	260, 200 円	46歳 8 月

5. 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(H19. 4. 1現在)

区 分	経 験 年 数 7 年以上10年未満	経 験 年 数 10年以上15年未満	経 験 年 数 15年以上20年未満
一 般 行政職	大学卒 240, 500 円	265, 500 円	296, 000 円
	高校卒 該当者なし	233, 100 円	280, 100 円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(H19. 4. 1現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務	主事補・主 事	主 幹	主 査・係 長	課長補佐 副 参 事	課 長・室 長 局 長・参 事	
職 員 数	8 人	20人	31人	13人	5 人	7 人
構 成 比	9.5%	23.8%	36.9%	15.5%	6.0%	8.3%

7. 職員手当の状況（平成19年度支給割合）

区 分	河 内 町			国 と の 異 同
	(6 月期)	(12月期)	(計)	
期 末 手 当	1.40月分	1.60月分	3.00月分	同 じ
勤 勉 手 当	0.725月分	0.775月分	1.5月分	
扶 養 手 当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給			同 じ
住 居 手 当	自宅に居住し、世帯主である職員または月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給			同 じ
通 勤 手 当	通勤距離が2 km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給			同 じ

8. 退職手当

区 分	勤 続 20 年	勤 続 25 年	勤 続 35 年	最 高 限 度
自 己 都 合	23.5月分	33.5月分	47.5月分	59.28月分
勤 奨 ・ 定 年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分

9. 特別職の報酬等の状況

(H19. 4. 1現在)

給料月額	
町 長	612,000円
副 町 長	532,000円
教 育 長	475,000円
報酬月額	
議 長	300,000円
副 議 長	270,000円
議 員	260,000円
期末手当	
町 長・議 長 副町長・副議長 教育長・議 員	年間3.35月分

10. 部門別職員数の状況

(各年4.1現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成18年	平成19年	
一 般 行 政	議 会	2	2	0
	議 総	31	30	△1
	税 務	9	11	2
	民 生	35	35	0
	衛 生	6	7	1
	農 林 水 産	7	8	1
	商 工	1	0	△1
	土 木	9	9	0
	小 計	100	102	2
特 別 行 政	教 育	※27	※25	△2
	小 計	27	25	△2
特 別 会 計	水 道	4	4	0
	下 水 道	5	4	△1
	そ の 他	14	10	△4
	小 計	23	18	△5
合 計		150	145	△5

※教育長を含む

民生委員・児童委員をご紹介します

民生委員・児童委員は、「民生委員法」および「児童福祉法」で設置を定められています。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアで、住民のみなさんの立場にたって、相談に応じ、必要な支援を行います。

全国一斉改選が行われ、河内町では24名が委嘱(再任含む)されました。

☆身近な相談相手

民生委員・児童委員は町内のそれぞれの地区を単位として担当し、高齢者、障害者、ひとり親家庭など、様々な理由で社会的な支援が必要な方に必要な支援を行うことを職務としていますので、身近な相談相手としてご相談ください。

○地区担当民生委員・児童委員の役割

- ・地域での相談相手
- ・問題解決のための関係機関との連携
- ・町民と行政を結ぶパイプ役
- ・福祉情報の町民への周知
- ・地域福祉の増進

それぞれ委員には守秘義務が課せられ、相談内容を他人に漏らすことは固く禁じられています。

◆問合せ先

町民課福祉G

TEL 84-2111

(内線181)

【生板地区】

担当地区	氏名	住所	電話番号
宿、西、関場、中道	大野 美津江	生板5094	84-2088
幸谷、堤向、浄玄	石井 貞子	生板5645	84-2011
万年、北河原、早井	古沢 幸代	生板206	84-2781
丸田、砂場、三ツ家、四ツ家	征矢 富士子	生板56	84-2313
小巻、掘割、角崎町歩、小林町歩	野澤 登美子	生板721	84-4114
生鍋、大鍋、竜町歩、藤蔵	茨城 正人	龍ヶ崎町歩3985	84-3900

【源清田地区】

担当地区	氏名	住所	電話番号
堤、広田、古通、中曽根、新橋	藤後 文子	源清田1199	84-3013
保村、高、遠下	平川 和文	源清田2151-1	84-2520
猿島、宮淵、平三郎、布鎌、十里	鈴木 喜恵子	猿島454-1	84-3094
手栗、古河林、羽子騎、内野	飯塚 壽子	古河林85-1	84-3315
(主任児童委員)	石山 晶子	源清田2392	84-2353

【長竿地区】

担当地区	氏名	住所	電話番号
上組、中上、愛宕町	田中正一	長竿181	84-2054
下組、中郷、入谷、小詰	田々邊とく	長竿3829	84-3592
大境、荒地、下町歩、庄布川	寺田 節子	長竿4581-3	86-2224

【金江津地区】

担当地区	氏名	住所	電話番号
田川、流作、排水機	木村 武子	田川747	86-3301
片巻	篠田 恭幸	片巻246	86-3152
和銅谷、しらさぎ台	大月 輝昭	下加納656	86-3329
下加納	篠本 幸一	下加納1342	86-2779
横丁、中上、新道、上	櫻井 緋沙子	金江津5133	86-3928
荒宿場、横町、常巻、向周路、川端	伊藤 勝子	金江津5115	86-2338
中金江津	渡邊 知津	金江津4133	86-3733
下金江津	福田 正夫	金江津2336-2	86-2335
十三間戸、平川	高仲 和子	十三間戸476	60-5678
(主任児童委員)	高橋 良	金江津4067	86-3709

平成20年4月から導入

「森林湖沼環境税」にご協力ください

茨城県では、森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など公益的機能の重要性にかんがみ、これらの環境の保全に資する施策の一層の推進を図るため、平成20年度から5年間、「森林湖沼環境税」を導入することとなりました。県民のみならずのご理解をよろしくお願いいたします。

「森林湖沼環境税」の導入はなぜ必要なのでしょうか!?

茨城県では、昨年の12月県議会において、森林湖沼環境税条例が可決成立し、平成20年度から5年間、森林湖沼環境税を導入します。

一方、徹底した行財政改革を行ってもなお、県財政は危機的状況に直面しています。森林湖沼環境税は、その恩恵を等しく享受している全ての県民（個人・法人）の皆様に広く等しく負担していただき、これらの自然環境が公益的機能を十分に発揮できるよう、緊急かつ重点的に保全・整備を進めていくものです。

◆問合せ先

茨城県税務課

TEL 029-301-2418

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu

/shinzei

ものの大幅な改善に至っておらず、現状を放置できない状況にあります。

【税の使いみち】

森林湖沼環境税により、荒廃した森林の伐採や高度処理型浄化槽の設置など、自然環境保全のための直接的な事業を緊急かつ重点的に推進するとともに、県全体としての大きな取り組みとしていくために、公益的機能の重要性を再認識し自主的に環境保全に取り組んでいこうとする県民の皆様の意識の喚起にも努めていきます。

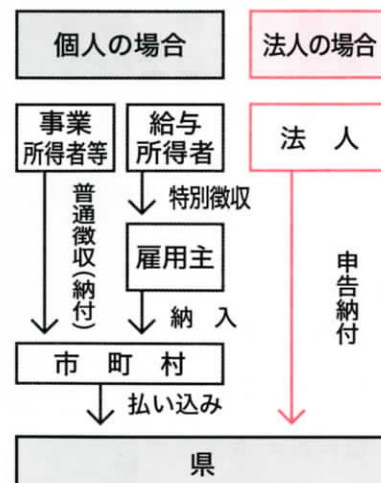
【森林湖沼環境税により推進する事業】

- 森林の保全・整備
 - ・荒廃した森林の間伐、平地林・里山林等の身近な緑の保全
 - ・県産材利活用の推進
 - ・森林環境教育などを通じた県民意識の醸成
- 霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全
 - ・高度処理型浄化槽普及促進など生活排水対策の強力な推進
 - ・農地や市街地からの流出水対策の推進
 - ・市民団体活動支援の充実、意識啓発活動の強化

森林湖沼環境税の概要

課税方式	県民税の均等割額への超過課税(上乗せ)方式		
	個人	法人	個人
税率	個人県民税均等割(現行:1,000円)に、年額1,000円を上乗せ	法人県民税均等割(現行:資本金に応じ年2~80万円の5段階)に、年額10%を上乗せ	
	※ただし、次の方は課税されません。	資本金等の額	現行税額
	■生活保護法による生活扶助を受けている方	50億円超	80万円
	■前年中の合計所得金額が125万円以下の障害者・未成年者・寡婦または寡夫の方	10億円超50億円以下	54万円
	■前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	1億円超10億円以下	13万円
課税期間	平成20年度からの5年間		
	概ね年16億円(上記の事業を行うため、5年間で約80億円の事業費が必要になります。)		

納税の方法



平成20年4月から

国保と老人保健が変わります!

お問合せは...

町民課国保老人保健係

TEL 84-2111 (内線170~172)

義務教育就学前の子どもの自己負担額が2割に

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学(小学校入学)前」までに拡大されます。

また、町の医療福祉制度も拡充され、支給制限があった乳幼児の所得制限が撤廃されます。

70歳以上75歳未満の人(現役並み所得者以外)の自己負担額が2割に

70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の人については2割に引き上げられます。しかし、高齢者の激変緩和を図るため、一年間は1割に据え置かれます。現役並み所得者は3割で変わりません。

平成20年3月31日まで

3歳未満 2割

平成20年4月1日から

義務教育就学前 2割

(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

平成20年3月31日まで

70歳以上75歳未満

(現役並み所得者以外)

1割

平成20年4月1日から

70歳以上75歳未満

(現役並み所得者以外)

2割

(平成21年3月31日まで1割)

高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が支給されます。

平成20年3月31日まで

1カ月に払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。また、介護費用が高額になったときは、介護保険から高額介護保険サービス費が別に支給されます。

平成20年4月1日から

医療費の自己負担額と介護保険サービス利用料が合算できるようになります(高額医療・高額介護合算制度)。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して高額になったときは、限度額(年額)を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

※高額介護合算療養費自己負担額(年額)は下表参照

高額介護合算療養費自己負担限度額(年額)

	70歳未満	70歳以上75歳未満
一般	67万円	62万円
上位所得者	126万円	—
現役並み所得者	—	67万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得Ⅱ 31万円
		低所得Ⅰ 19万円

◎療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象
年齢が65歳以上に

70歳以上の人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上に変わります。

◎退職者医療制度の対象
年齢が65歳未満に

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になりますと、一般の国保の加入者となります。

◎65歳以上の人の保険税の
年金天引きが始まります。

国保被保険者全員が65歳74歳の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が年額18万

円未満の場合、また介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。

この場合は、個別に保険税を納めることとなります（普通徴収）。

4月から国民健康保険証
が新しくなります。

4月1日付で国民健康保険証を更新します。国民健康保険税に未納がない世帯には、3月末に世帯主宛に郵便（希望者には配達記録郵便）で保険証が届きます。保険証が届いたら記載内容をよく確かめてください。

もし、記載内容に誤りがある場合には、町民課国保老人保健係までご連絡ください。なお、有効期限が切れた古い保険証は、各自で確実に処分するか町民課国保老人保健係窓口まで返却してください。

老人保健制度から 後期高齢者医療制度へ

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートします。後期高齢者医療の被保険者は、国民健康保険や社会保険などの被用者保険を抜けて後期高齢者医療制度に新たに参加することになります。後期高齢者医療の被保険者証は、3月中に一人ひとりに発送します。

また現在、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証をお持ちの方には、同証を同封して発送します。

後期高齢者医療制度のポイント

■75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上の方）が対象となります。

■医療機関窓口における負担割合は、原則1割、現役並み所得者は3割となります。

■保険料率は、県内一律の算定方法となり、原則年金からの天引きとなります。

■各申請書の受付や保険証の交付などの窓口業務、保険料の徴収は、町が行います。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の開始に伴い、各個人に保険料が発生いたします。

保険料は、年金からの天引きになる「特別徴収」と町から送付する納付書で納める「普通徴収」があります。

■年金から天引きされる人（特別徴収）

〈対象となるのは〉

・年金が年額18万円以上の人
〈納め方は〉

・年6回（偶数月）の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

■納付書で納付する人（普通徴収）

〈対象となるのは〉

・年金が年額18万円未満の人
・介護保険料との合計が年金額の2分の1を超える人

〈納め方は〉

・期日までに、町より送付される納付書で納めます。

（7月から毎月年8回）

国民年金

～「学生納付特例制度」のご案内～

◆お問合せは◆

土浦社会保険事務所

TEL 029-824-7121

町民課年金医療福祉係

TEL 84-2111 (内線186)

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生の方は所得が少ないことが一般的であることから、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

◇対象者は◇

大学(大学院)、短大、高等

学校、高等専門学校、専修学

校、各種学校等※1に在学す

る学生等※2であつて、本人

の前年所得が118万円以下

※3の方。

※1 学校教育法に規定され

る修業年限が1年以上の課程

である各種学校。

※2 夜間・定時制課程や通

信制課程の方も含まれます。

※3 学生に扶養親族等があ

れば、その数に応じた額が加

算されます。

◇手続きは◇

学生証(写し可)または在学

証明書を持参の上、役場町民

課年金医療福祉係で申請して

ください。

平成20年度の申請手続きは、

4月1日から受付します。

・手続きに必要なもの

・年金手帳

・認印

(本人が署名する場合は不要)

・代理の方が申請する場合は

委任状が必要。ただし、本人

が記載した申請書を代理の方

が提出する場合には委任状は必要ありません。

学生納付特例制度の承認に

は、前年の所得を確認する必

要があるため、毎年申請が必

要です。ただし、2月下旬ま

でに学生納付特例制度の承認

を受けた方のうち、翌年度以

降も引き続き在学予定である

方には、3月下旬に社会保険

庁から該当する方に対して、

申請書(ハガキ形式)が送付さ

れます(この場合、提出先は、

役場ではなく社会保険事務局

事務センターになります。)

(注) 在学する学校等が変わつ

たときや生活保護法による生

活扶助以外の扶助若しくは失

業等を事由とする学生納付特

例制度の申請を行う場合は、

当該申請(ハガキ形式)による

申請ができません。

◇承認を受けた期間は◇

●未納とは違い、障害基礎年

金等の受給資格期間に含まれ

ます。

●保険料の納付が10年間猶予

され、猶予期間内に納付(追納)

した期間は、老齢基礎年金額

に反映されます。

国民年金保険料 クレジットカードでお支払いいただけます! ～平成20年2月から～

1. 国民年金保険料のクレジットカード支払いについて

クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

・金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。

・過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

2. お申込み方法

○クレジットカード支払いをご希望の場合は、申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの社会保険事務所へご提出ください。

○申込用紙は、お近くの社会保険事務所に備え付けております。郵送もいたしますので、お電話等でご連絡ください。

社会保険庁からのお知らせ

「ねんきん特別便」をお送りします。

～あなたの年金記録の確認をお願いいたします～

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次お送りいたします。

それ以外のすべての皆様の方にも、順次「ねんきん特別便」お送りいたしますので、お待ちください。

- 年金受給者の方々へは、平成20年4月から5月までの間に。
- 現役加入者の方々へは、6月から10月の間までに。

「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、はじめて記録に結びつくことができます。

お手数をおかけいたしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認の上、必ずお手続きくださいますようお願いいたします。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ

ねんきん特別便
を送付

の年金記録
お知らせ

○年金加入履歴及び加入期間が記載されています。

年金加入
記録照会票

○ご自身の確認結果をご回答いただく様式です。

は
が
き

ご自身による
記録の確認

※ お手元に届きました「年金記録のお知らせ」をご覧になり、お勤め先やそこでの年金制度への加入の日・脱退の日（退職した日の翌日）などに記載漏れや誤りがないかを十分ご確認ください。

お勤め先等	資格取得 年月日	資格喪失 年月日	加入 月数
ABC会社 国民年金	昭和37. 4. 1	昭和46.10.1	114
	昭和47.10.1	昭和58.10.1	132

ご自身による
回答

社会保険庁に
よる調査・確認

記録の統合
(確認完了)

◆ご質問・お問合せは

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ（ご利用時間は同封書類でご確認を）

0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」まで。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

※お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。

※詳しくは、HP（<http://www.sia.go.jp/>）まで。

（注意）「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。

生涯学習のとびら

H20. vol.19

◆問合せ先◆

河内町長 3689-1

河内町教育委員会事務局生涯学習G

☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

子育て学習講座

町内全小学校の入学説明会の機会を活用し、入学予定者の保護者を対象に「学童期の子育てアドバイス」と題して講話を行いました。二人組でのロールプレイング（役割演習）を通して、話をしたくなる話の聞き方を体験し、参加者は先生のお話に熱心に耳を傾けていました。

日 程：1月28日(月) 金江津小学校

2月4日(月) 源清田小学校・長竿小学校

2月5日(火) 生板小学校



講師：鈴木 桂子 先生
(カウンセラー・前つくば市教育委員)

家庭教育講演会・家庭教育学級中央学級

2月23日(土) 10:00～11:30 中央公民館大会議室

演 題：「子どもの心が見えていますか？」

～子どもの人権を尊重するってどういうこと？～

自分の気持ちをどう伝えるかという「わたし」を主語にした『わたしメッセージ』や相手の言い分を聞く『能動的な聞き方』など、よりよい人間関係を築くコミュニケーションの方法についてお話しして頂き、68名の参加者は熱心に耳を傾けていました。日頃何気なくやっている家族とのコミュニケーションについて考えるよい機会になったと思います。



講師：青木きよ子 先生
(親業シニアインストラクター)

金江津地区地域ふれあい事業 ～草ぶえの丘ツアー～

期 日：平成20年2月24日(日)

場 所：佐倉草ぶえの丘

主 催：青少年育成河内町民会議 金江津地区

陶芸教室ではマグカップを製作し、昼食後は園内のアスレチックで遊びました。風の強い寒い日でしたが、78名の参加者が親子でふれあう良い機会になりました。



河内町歴史講座

日 時：平成20年2月24日(日) 午前10時～正午

会 場：河内町中央公民館 大会議室

演 題：『新利根川の開削・改修と新田村々』

～水とのたたかい、そして開拓のころざし～

町内外から30名の参加者があり、先生の話に熱心に耳を傾けていました。



講師：鈴木 久 先生
(河内町文化財保護審議会委員)

第8回河内町スポ少ふれあいまつり

期 日：平成20年3月9日(日)

会 場：中央公民館周辺・トレーニングセンター・
総合グラウンド

午前には、中央公民館周辺の空き缶拾い、ドッジボール、ビーチボールバレーを行い、昼食はお母さんたちが作ったカレーで腹ごしらえをして、午後からはウルトラクイズや優良団員表彰を行いました。

当日は、町内6つのスポ少の指導者、団員、保護者が一同に集い、交流を深めることができました。



俳句

かわち俳句会

犬ふぐり引けば大地を離さざり

田沼 和子

臘梅の臘の溶けそな日和かな

川口 ふく

早春の夕べ明るきチャイムかな

杉原 利代

たづねれば句碑に小春の影まとい

鴻野 たけ

早春の独り歩きも又楽し

寺田 節子

春雨や粋に傘差す江戸しぐさ

吉田 四郎

凍土にとれずに戻る葱一本

橋爪 かん

凜として小さき花びら犬ふぐり

若泉 栄治

抱きしめて猫の恋路の邪魔をせむ

大野 志げ子

下校の子畦道近道春隣

遠藤 正雄

田畑神動き出したる二月かな

大塚 一重

恋猫の金目銀目の光る闇

田中 康夫

紅させど気分すぐれぬ春の風邪

大野 けい子

短歌

かわち短歌会

落葉散る小春日和の歩道行く子の大好きなハンバーグ店へ

青野 清一

今更に老いを飾るに非ざれど消しも兼ねぬる深き足跡

久松 浩洋

何事も心広くに生きたかり庭の水仙きよらかに咲く

庄司 登千子

三センチ雪に怪我人続出し斑なだるま東京の顔

石山 候江

練習の出来ぬ死といふ大仕事精神鎮めて待つ他はなし

青木 保

農業者の皆さん

農業者年金に加入しませんか

◆問合せ先◆ 町農業委員会事務局 TEL 84-2111 (内線150、152)
または最寄のJAへ

農業者年金制度は、「農業者にもサラリーマン並みの年金を」という農業者の声のもと、昭和46年に創設された農業者のためだけの公的年金制度です。平成13年までは賦課方式（現役世代が高齢者を支える仕組み）でしたが、平成14年に改正され、新たに積立方式（確定拠出型年金）の新制度として生まれ変わりました。

農業者の皆さん、将来に備え、農業者年金に加入しませんか。

農業者年金の特徴

1. 農業に従事する人は広く加入できます

農地を持っていない農業者や、配偶者、後継者の人も農業従事者で加入要件を満たしていれば加入できます。

【加入要件】

1. 国民年金の要件…国民年金第一号被保険者（但し、国民年金付加保険料を納めており保険料納付免除者でないこと）
2. 年 齢 要 件…20歳以上60歳未満
3. 農 業 上 の 要 件…農業従事日数が年間60日以上
4. 国民年金基金など、一部の年金と重複加入がないこと



2. 自分で支払ったものは後で返ってくる積立方式

積立方式（確定拠出型年金）は加入者・受給者数に左右されない少子高齢時代に強い制度です。また、将来自分が目標とする年金額の目標に向けて月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で選択ができます。必要に応じていつでも見直すことができます。

3. 公的年金ならではの税制上の優遇措置

農業者年金は公的年金のため、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象（24万円から最大80万4千円）となり所得税・住民税の節税につながります。また、受取る年金も控除が適用されます。

4. 終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者、受給者が80歳前に亡くなったとしても、遺族に死亡一時金として支給されます。

5. 途中でやめても農業者老齢年金は受け取れます

農業者年金に加入した後、途中で脱退しても加入時に支払った保険料は将来年金として受け取れます。

6. 認定農業者など担い手の人には保険料2万円(固定)の内、一部を国庫補助

補助された保険料に相当する年金は、将来、農業経営継承後に特例付加年金として受給できます。

認定農業者など、一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料月額2万円(固定)に対して、4千円から最高1万円の国庫補助を受けられます。

まちのできごと

河内町ボランティア表彰式

今回受賞された皆さん



2月26日、河内町ボランティア表彰式が福祉センターで行われ、地域の福祉や環境美化活動に貢献した個人・団体に賞状が贈られました。

今回受賞した方々は、地域の清掃・美化活動や高齢者との交流、敬老福祉大会でのお手伝いなどの福祉活動で貢献し受賞されました。

表彰者一覧（順不同・敬称略）

沼崎晃
鈴木いつ
松山登喜男
山田清司
「未来」の会
桜の木を守る会
高橋正己、秋山好夫、池田好雄
片岡光雄
長竿小学校6年生
長竿小学校3年生
河内中学校福祉委員会
金江津小学校5、6年生
河内中学校吹奏楽部
金江津中学校図書委員会
金江津中学校美化奉仕委員会

河内町と竜ヶ崎警察署が

町営住宅における暴力団排除で協定書を締結



協定書を交わす野高町長と
益子署長（左）

2月8日、河内町は町営住宅における暴力団員排除に関する協定書を竜ヶ崎警察署（益子長生署長）と締結し調印式が行われました。

この協定により、暴力団員の町営住宅入居を排除するため、入居希望があった場合、希望者が暴力団員か否かを警察に照会することができるようになります。きっかけは、昨年4月に東京都町田市で起こった公営住宅たてこもり発砲事件を契機にして国から「公営住宅における暴力団排除のガイドライン」が示されたことを受けたものです。



河内町ミニバススポーツ少年団 県内外の大会で活躍中!!

2月9、10日に群馬県で開催された第19回北関東甲信越ミニバスケットボール交歓大会に出場した河内町ミニバス女子が、準優勝という見事な成績をおさめました。

この大会には、昨年11月の茨城県ミニバス選手権大会での成績が認められ推薦を受けての出場でした。惜しくも地区予選敗退で県大会出場を逃した男子チームもTO（※）チームとして大会に参加しました。

このほかにも男子が稲敷新人戦で準優勝、女子が龍ヶ崎ロータリーカップ優勝と県内外で河内町ミニバススポーツ少年団が活躍中です。

河内町ミニバスは、男女のバスケット好きな小学生を随時募集しています。全国の小学生とミニバスを通じての交流や体験をしたい子は参加してください。初心者大歓迎です。

※TO（テーブルオフィシャル）：バスケット用語で、審判の補佐をし、試合の管理をするための係員の呼称。ゲームの進行を支える重要な役割を果たしています。

◆連絡先 代表指導者 大竹重信

TEL 84-3283

身近な出来事や地元の話題をおよせください。 総務課 TEL 84-2111（内線103）

4月から 新しい健診制度が始まります

～メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導に～

◆問合せ先◆
保健センター

TEL 84-4486

町民課保健グループ

TEL 84-2111

(内線170,171)

保健指導を重点に

4月から、これまで40歳以上の方が受けていた「基本健康診査」が、「医療保険者」が行う「特定健康診査・特定保健指導」に変わります。

今までの健診では、個別の病気の早期発見・治療を目的とし、健診後は要精密「要治療」者への受診勧奨、または高血圧などの病気の指導が中心でした。しかし新しい健診・保健指導では、生活習慣病予防のため健診によってメタボリックシンドロームやその予備群の人を見つけ出し、改善と予防に向けた支援、すなわち**保健指導に重点**が置かれることになります。

「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」とは、内臓肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常などの危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。

生活習慣病などの異常は、内臓脂肪が原因でメタボリックシンドロームの状態になると動脈硬化が急速に進み、深刻な心臓病や脳卒中などの循環器病や糖尿病の合併症につながります。そのため、特定健診（40歳～74歳）の結果により、その人の健康状態にあった生活習慣改善のための保健指導が行われます。

メタボリックシンドロームに着目した保健指導とは？

特定保健指導対象者の判定基準

内臓脂肪型肥満に加え、①～③のうち2項目以上該当するとメタボリックシンドロームと判定されます。

内臓脂肪型肥満

胸囲が

男性85cm以上

女性90cm以上

またはBMI(※1)25以上

+

①高血糖…空腹時血糖 100mg/dl以上

またはHbA1c(※2)が5.2%以上

②脂質異常…中性脂肪 150mg/dl以上

またはHDLコレステロール40mg/dl未満

③高血圧…収縮期血圧130mmHg以上

または拡張期血圧85mmHg以上

喫煙習慣がある…喫煙は動脈硬化の直接の原因になります

※1 BMI……肥満度の判定方法の1つ。(体格指数) = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

※2 HbA1c…糖尿病の指標で、過去1～2カ月の平均の血糖レベルを推測できます。

特定健診・特定保健指導の判定基準により
リスクにあわせて保健指導

生活改善の必要性が低い人

生活改善の見直しや改善のきっかけとなる情報を提供。非該当者だけでなく、全員に実施されます。

生活改善の必要性が中程度の人

情報提供に加え、自ら目標を設定し、生活習慣の改善点を理解し、行動に移すことができるように支援

↓
動機づけ支援

生活改善の必要性が高い人

情報提供に加え、健診結果の改善に向けて行動目標を自分で選択し、継続的に実行できるように支援

↓
積極的支援

健診を活用することで、生活習慣病は予防が可能です。ぜひこの機会に健診について見直して、皆さんの健康づくりにお役立てください。

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～親子遊びの教室が増えます『まいまいくらぶ』～

少し前の母子関係の雑誌の中に、東京都内のある保育園と幼稚園で、子育て真っ最中のお母さん方を対象としたアンケート調査をした結果が載っていました。内訳は「子育ては楽しいですか？」という質問に、「すべて楽しい」は3%、「楽しいことが多い」が68%、「どちらともいえない」が29%でした。「子育てをしているあなたの心境をお天気であらわすとどのようになりますか？」という質問では、良い天候が主ではあるものの、晴れときどき曇り、晴れときどき雨があわせて86%という結果でした。さらに、「子育てをしているあなたの心境を色であらわすと何色になりますか？」という質問で、一番多かったのが、黄色、そしてピンク、水色と続き、少数ですが灰色、ピンクと灰色の縞模様という答えもでていました。

「子育てに悩んだとき誰に相談しますか？」では、もっとも多かったのが夫、次が友人、その次が自分の母親という結果でした。さらに、「子育てをつらいと感じるのはどんなときですか？」という質問では、子供はいつもと同じでも自分自身の体調がすぐれなかったり、気分が落ち込んでいるときという答えが一番多かったです。配偶者の協力、話せる友人がいることは心強い！ことはもちろん、子育てが楽しいだけではないことや、一筋縄ではいかないことがよく分かります。

子育て真っ最中のお母さんは、思うように自分の時間がとれなかったり、予想以上に子供に手がかかって疲れ果てたり、育児とはこんなに大変なことなんだということを実感していると思います。なんとか楽しいことと大変なことがうまくバランスで成り立っている感じでしょうか。できれば、7：3位なら何とかがんばれるのでは・・・（8：2位が理想ですかね！？）

そこで、小さいお子さんがいても行きやすい場所として保健センターを利用していただきたいと思います。今までのいちごくらぶに加えて“まいまいくらぶ”を始めます。話をするだけで、楽になることもあると思いますので、どうぞご利用ください。（日程は、3月下旬に配られる20年度の健康カレンダーに載っています。）



妊婦一般健康診査受診票が変わります。

現在、**2回**（妊娠前期と妊娠後期）

→ **4月1日から 5回**（8週前後、20週前後、24週前後、30週前後、36週前後）

平成20年4月から、母子健康手帳交付時に配布している妊婦一般健康診査受診票（ピンクの紙）の交付枚数が変わります。これは近年、ストレスをかかえる妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦がみられることをうけて、母体や胎児の健康管理を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっていることに加え、少子化対策の一環として、出産にかかる経済的不安を軽減するために公費負担の充実を図ることを目的にしています。

現在、母子健康手帳をお持ちで、出産予定日が4月以降の方には、受診票の交換もしくは追加発行を行います。対象者には通知いたします。詳細はそちらをご覧ください。

◆申込・問合せ先◆ **保健センター** ☎84-4486 又は 84-3682

生活

みんなの窓

3

月

March

お知らせ

不動産無料相談会

不動産鑑定士が、不動産の価格などの相談に無料でお応えします。

日時

【土浦会場】

平成20年4月1日（火）

午前9時30分～正午

茨城県県南生涯学習センター

小講座室1（土浦市大和町9-1ウラビル5F）

1ウラビル5F）

【牛久会場】

平成20年4月10日（木）

午前9時30分～正午

牛久市中央生涯学習センター

2F小講座室

（牛久市柏田1606-1）

◆申込み方法

当日会場にてお申込みください。

◆問合せ先

社団法人

茨城県不動産鑑定士協会

TEL 029-1246-11222

水戸自動車保険請求相談センター

専門の相談員がご相談に応じます。損害保険一般のご相談も受付します。

◆相談日

月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～正午

午後1時～5時

※来訪される場合、事前にご連絡ください。

◆弁護士相談日

毎月第2・4水曜日

午後1時～4時

（予約制・相談無料・要面談）

茨城労働局労働保険徴収室

〒310-0001

水戸市三の丸1-4-73

水戸三井ビル10階

TEL 029-226-11693

HP <http://www.sonpo.or.jp>

3月の納税

3月納期の

納税はありません

◆問合せ先

（社）日本損害保険協会

関東支部 水戸自動車保険請求相談センター

〒310-0001

水戸市三の丸1-4-73

水戸三井ビル10階

TEL 029-226-11693

HP <http://www.sonpo.or.jp>

労働保険料の申告時期です

労働保険（労災保険と雇用保険）の平成19年度の確定保険料と平成20年度の概算保険料及び一般拠出金の申告・納付手続きの時期になりました。

事業主の皆様には4月上旬までに申告書を郵送します。

本年度の申告期限は5月20日（火）までとなりますので、最寄りの銀行などの金融機関、茨城労働局労働保険徴収室ま

善意のご寄付

（敬称略）

成田地区空の日実行委員会
100,000円

貴友会 104,745円

河内町たばこ販売組合
代表 山倉康道
14,290円

DECカラオケ好友会
5,000円

河内カラオケ祭チャリティー
15,000円

— 社会福祉協議会へ —

皆様からお預かりした寄付金等は、趣旨に添って大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

募集

国税専門官採用試験

受験者募集

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、国税の賦課・徴収などの事務を行う国税専門官の採用試験を次のとおり実施します。

◆受験資格

1. 昭和54年4月2日～昭和

62年4月1日生まれの方

2. 昭和62年4月2日以降の生まれの方で次に掲げるもの

（1）大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者

（2）人事院が（1）に掲げる者と同等の資格であると認める者

◆試験の程度 大学卒業程度

◆試験申込期間 4月1日（火）～14日（月）

※4月14日までの通信日付印有効（土・日は除く）

◆申込書提出先 希望する第1次試験地を所轄する国税局または国税事務所

◆試験日 第1次試験 6月15日（日）
第2次試験 7月28日（月）
31日（木）のいずれか1日（第1次試験合格通知書で指定する日）

◆試験地

第1次試験 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第2次試験 さいたま市ほか

◆問合せ先

関東信越国税局

人事第二課 試験係

TEL 048-600-3111

内線2095又は2097

HP <http://www.nta.go.jp>

労働基準監督官募集

職場の労働条件を取締まる国家公務員、即ち「労働GMン」であり、労働基準法等に基つきあらゆる事業場に立ち入り、事業主に法定労働基準を遵守させるとともに、犯罪捜査も行う。

◆受験資格

1. 昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者
2. 昭和62年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学を卒業する見込みのもの
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆試験の程度 大学卒業程度

◆申込受付期間

平成20年4月1日(火)～14日(月) (4月14日までの通信日付印有効)

◆試験日

第1次試験日

平成20年6月15日(日)

第2次試験日(第1次試験合格者)

平成20年7月29日(火)、30日(水)の指定された1日

◆問合せ先

茨城県労働局総務課

TEL 029-224-6211

龍ヶ崎労働基準監督署

TEL 0297-62-3331

ご案内

第9回大好きいばらき

ふれあいまつり

お堀の桜の開花期に、県三の丸庁舎(旧県庁舎)を中心に、楽しい催しいっぱいのおまつりを開催します。お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

◆期日

平成20年4月5日(土)

午前10時～午後4時

※雨天時は6日(日)に順延

◆場所

県三の丸庁舎広場

およびその周辺

◆問合せ先

大好き いばらき 県民会議

(県民運動推進室)

TEL 029-224-8120

HP <http://business2.plala.or.jp/daisuki/>

申請はお済ですか? ～難病患者支援費支給制度～

河内町に在住し、茨城県から発行された「一般特定疾患医療受給者証」または「小児慢性特定疾患医療券」をお持ちの方、またはその保護者の方が対象です。

継続の方も、受給者証又は医療券が更新された際に申請していただかないと支給されませんのでご注意ください。

◆申請・問合せ先◆ 保健センター TEL 84-4486

自衛官募集

受験種目	2等陸海空士(任期制)男子	予備自衛官補(一般・技能)	自衛隊幹部候補生(一般・技能)
受験資格	18歳以上27歳未満の者	<一般> 18歳以上34歳未満 <技能> 18歳以上で保有する技能に応じ53～55歳未満の者	①22歳以上26歳未満の者で大学卒業程度の学力を有する者 ②20歳以上22歳未満で、大学を卒業(見込含む)した者または外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当と認められる者 ③修士学位を受けた28歳未満の者
受付	年間を通じて毎月行っています。	4月14日(月)まで	4月1日(火)～5月12日(月)まで
試験期日	受付時にお知らせします。	4月19日(土)、20日(日)、21日(月) ※いずれか1日を指定	1次: 5月17日(土)、18日(日)(飛行要員のみ) 2次: 6月17日(火)～20日(金)のうち指定する1日 3次: 7月16日(水)～8月2日(土)(飛行要員のみ)
場所	別途各人に通知します。	別途各人に通知します。	別途各人に通知します。

平成20年度 茨城県警察官採用試験日程

試験区分	受験資格	案内・申込書配布開始日	申込受付期間	第1次試験日	第2次試験日
警察官A	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人若しくは平成21年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同様と認める人	3月17日(月)	3月17日(月)～4月15日(火)	5月11日(日)	適性検査、身体精密検査(いずれか1日) 6月14日(土)、15日(日) 口述試験(いずれか1日) 6月16日(月)～18日(水)
	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格に該当しない人		7月1日(火)	9月21日(日)	適性検査、身体精密検査(いずれか1日) 10月25日(土)、26日(日) 口述試験(いずれか1日) 10月27日(月)～29日(水)

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 4月1日(火) 午前10時～正午
4月15日(火) 午前10時～午後3時
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時30分
弁護士相談 水曜日
午後1時～4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故2月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 2件(－1)(5)

死者数 0人(±0)(0)

負傷者数 3人(－1)(7)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 2人
おくやみ 14人
転入 21人
転出 33人

◆ 人口・世帯 ◆

平成20年3月1日現在

人口 10,964人(－24)

男 5,406人(－11)

女 5,558人(－13)

世帯数 3,416世帯(－2)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会事務局	学校教育G	☎84-3322
都整備課	上下水道G ☎84-2361	生涯学習G	☎84-2843	(公民館)
	建設環境G ☎84-2921	福祉センター	☎84-3699	
つつみ会館	☎86-3740	保健センター	☎84-4486	
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち (音声案内)	☎84-2212	
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター	☎84-5455	

◆ 休日診療当番医(4月) ◆

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
6日	古橋医院 ☎029-978-3770	さくらクリニック ☎65-1211	牛尾病院 ☎66-6111
13日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	池田病院 ☎64-1152	野村医院 ☎62-6561
20日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	村井医院 ☎62-3380	いがらしクリニック ☎62-0936
27日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-892-2627	うちだ医院 ☎64-8821	いしかわクリニック ☎62-0378
29日	和田医院 ☎029-894-2412	兼子内科循環器科 ☎64-3105	竜ヶ崎医院 ☎62-0550

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-241-4199

救急医療情報システム ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(4月) ◆

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	1・5・29	C地区	8・22	A地区	12	C地区	26
B地区	10・24	D地区	3・17	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			4月中の予約→5月3日			

広報

かわち

平成20年3月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>